高知市町内会等
活動活性化事業費補助金交付要綱
（ハッピータウン事業）

共感と共汗



安心・安全な
まちづくり

しあわせな
高知市に…

助け合い
支え合い

高知市町内会連合会

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱

高知市町内会連合会

（趣旨）

第１条　この要綱は，高知市町内会連合会(以下「連合会」という。)が、高知市町内会等活動活性化事業費補助金を一括して受け入れることにともない、地区町内会連合会(以下「地区連」という。)及び単位町内会の補助金申請等の事務手続きに関して必要な事項を定めるものとする。尚、総称を『ハッピータウン事業』とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　町内会等　市内に存する町内会，自治会，自治公民館等を管理運営し，良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として，地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。

⑵　公衆街路灯　町内会等が所有し，交通安全及び犯罪防止のために設置される照明灯であって，一般の通行に供される道路を終夜に渡り照明するものであること。

⑶　共架式　電柱その他の既存の柱に設置するものをいう。

⑷　小柱式　新たに柱等を設置し，当該柱等に設置するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，地区連および町内会等とする。

２　前項の規定にかかわらず，補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第４条各号のいずれかに該当すると認める場合は，補助金の交付の対象としない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるものとする。

⑴　地区連の活動に係る事業（以下「連合会活動事業」という。）

⑵　町内会等に類似すると市が認める自治組織が次のいずれかに該当する活動を実施する事業（以下「町内会等活動事業」という。）

ア　地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動

イ　地域のごみ集積所の維持管理に係る活動

ウ　地域の情報発信に係る活動

エ　地域の環境美化に係る活動

オ　地域住民との参加と交流を促進する活動

カ　前各号に掲げるもののほか，会長が必要と認める活動

２　前項の規定にかかわらず，当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は，補助対象事業としない。

⑴　他の公共団体等が行う財政的支援を受けているもの又は受けようとしているものの対象であるもの

⑵　特定の個人や団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益，残余財産等を構成員等に分配するもの

⑶　当該事業の主たる効果が市外で生じるもの

⑷　宗教の教義を広め，儀式行事を行い，又は信者を教化育成することを目的とするもの

⑸　政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを目的とするもの

⑹　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とするもの

⑺　前各号に掲げるもののほか，会長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，別表に定める経費とする。

（補助金額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費の額又は別表により算定した補助基準額のいずれか少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額)を限度として，予算の範囲内で連合会が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は，補助金の交付を受けようとするときは，補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて連合会に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　連合会は，前条の申請があったときは，一定の日時を定め審査し，補助金の交付の可否を決定し，適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第２号）により，適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

２　連合会は，補助金の交付決定に際し，必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は，その内容又はこれに付された条件に不服があり，交付申請を取り下げようとするときは，当該交付決定の通知を受けた日から２週間以内に，その旨を補助金交付申請取下届出書により連合会に届け出るものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第10条　補助事業者は，補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について，事業内容を変更し，中止し，又は廃止しようとするときは，あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第３号）により，連合会に申請し，その承認を受けなければならない。

２　連合会は，前項の申請があったときは，速やかにその内容を審査し，変更等の可否を決定し，補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日又は補助金の交付決定の日の属する年度の２月28日のいずれか早い日までに，実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて連合会に報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条　連合会は，補助事業について必要があると認めるときは，補助金の概算払をすることができる。

２　補助事業者は，概算払を受けようとするときは，補助金概算払請求書（様式第４号）により，連合会に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条　連合会は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　規則第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑶　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

⑷　補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

⑸　補助事業を中止又は廃止したとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか，補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
３　連合会は，第１項の規定による取消しをしたときは，補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　連合会は，前条第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金を交付しているときは，期限を定めて，その返還を命じなければならない。
２　連合会は，補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において，既にその額を超える補助金を交付しているときは，期限を定めて，当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，連合会が別に定める。

附　則

この要綱は，令和６年５月23日に制定し令和６年４月１日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助基準額	補助対象外経費
連合会活動事業	⑴　謝礼金等 ⑵　旅費交通費 ⑶　消耗品費 ⑷　印刷製本費 ⑸　通信費 ⑹　手数料 ⑺　保険料 ⑻　委託料 ⑼　使用料賃借料 ⑽　備品購入費 ⑾　備品の修理費 ⑿　負担金分担金 ⒀　前各号に掲げるもののほか，会長が必要と認めるもの	地区連は別に定める	⑴　見舞金，慶弔費，贈答等の交際費 ⑵　商品券，記念品，景品，賞品等の購入に要する費用 ⑶　アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食に要する費用 ⑷　事業全体を委託する場合の委託料 ⑸　土地，家屋等の不動産の取得，造成，修理，修繕，補償及び保険に要する費用 ⑹　領収書等により支払いを明確に確認することができない費用 ⑺　補助事業の実施に直接関係のないものに要する費用 ⑻　地区連及び町内会等の運営に係る費用 ⑼　前各号に掲げるもののほか，会長が社会通念上適当でないと認める費用
町内会等活動事業	⑴　地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動	⑴　公衆街路灯の設置に係る経費 ア　共架式１灯につき10,000円 イ　小柱式１灯につき20,000円 ⑵　公衆街路灯の維持管理に係る経費 ア　灯具の取替１灯につき12,000円 イ　10ワット以下の電気料金が適用される公衆街路灯１灯につき1,600円 ウ　10ワットを超える電気料金が適用される公衆街路灯１灯	

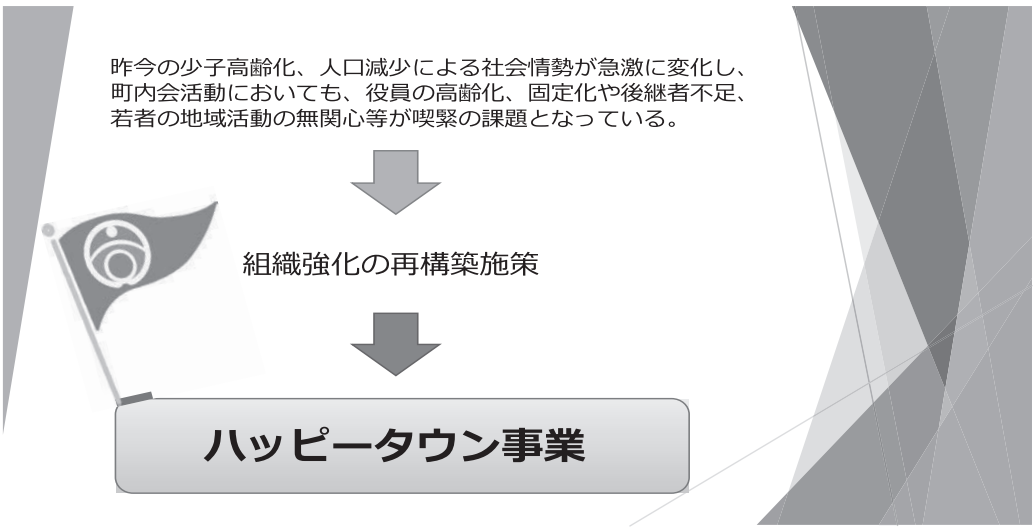
		につき2,000円 ⑶　上記に掲げるもの以外は１事業につき50,000円	
	⑵　地域のごみ集積所の維持管理に係る活動	⑴　資源・不燃物集積所における分別指導の体制確保に係る経費　１か所につき18,000円 ⑵　可燃物集積所におけるごみストッカー１基につき100,000円 ⑶　上記に掲げるもの以外は１事業につき50,000円	
	⑶　地域の情報発信に係る活動	⑴　掲示板の設置に係る経費１基につき24,900円 ⑵　掲示板の板の取替えに係る経費１基につき11,000円 ⑶　上記に掲げるもの以外は別に定める	
	⑷　地域の環境美化に係る活動	１事業につき50,000円	
	⑸　地域住民との参加と交流を促進する活動	別に定める	
	⑹　前各号に掲げるもののほか，会長が必要と認める活動	１事業につき50,000円	

備考　この表において，公衆街路灯の灯数は，補助対象者が当該年度の８月分電気料を支払った灯数とする。

ハッピータウン事業補助金の規程

（めざせ！加入率１００％）

１．町内会における組織強化再構築の必要性



２．事業の目的

昨今の課題を早急に解決するには、高知市型共生社会実現に向け、会員相互の助け合い・支え合いの活動を活性化し組織の再構築を図る目的としたハッピータウン事業を実現するとともに加入率１００％を目指すことを目的とする。

３．事業の効果

①未加入世帯の加入促進、空白地域における町内会の設立、および地区連の組織強化が図れる。

②それぞれの地域に潜在している資源(自然の景観、特産物、史跡、伝統行事、活性化イベント等)の掘り起こしにより、ハッピータウンの形式が期待される。

③すでに取り組んでいる数々のボランティア活動を(広報誌の発行等)の恒常的支援(定額)が期待される。

ハッピータウン事業(高知市町内会等活動活性化事業)の補助金対象経費についての規程

【地区連合会の補助金対象活動】

(1) 組織強化の活動費

① 研修会等における講師の謝礼金
② 活動に伴う交通費
③ 未加入町内会の加入促進における必要経費
④ 未加入世帯の加入促進における必要経費
⑤ 会場の使用料・賃借料
⑥ パソコン,プリンター等の備品購入費(限度額 100,000 円以内)
⑦ 活動に必要な消耗品費(例：パソコンインク代等)
⑧ 推進会議等の資料作成費用や担当役員に実費弁償費を支給(2,000 円/人)

(2) 広報の活動費(会報等)　※広報活動費の限度額は 300,000 円以内とする

① 広報活動に必要な印刷製本費及び配送料
② 広報活動に伴う交通費等
③ 広報活動等の資料作成費や担当役員に実費弁償費を支給(2,000 円/人)

(3) 人材育成の活動費

① 人材育成に関する研修会等における講師の謝礼金
(例：パソコン、スマートフォン取扱い研修会等)
② 人材育成に関する研修会の印刷製本費及び配送料
③ 町内会活動における先進地視察研修に要する必要経費（限度額 200,000 円以内）
④ 他団体との交流会等に要する必要経費
⑤ 地区連合会が主催・共催するイベントに対する必要経費(限度額 100,000 円以内)

(4) その他　※限度額 100,000 円以内

① 連合会の活性化に寄与する活動に対し活動費を助成する

【単位町内会等の補助金対象活動】

ア．安全・安心まちづくりの推進に係る活動

① 公衆街路灯の設置及び灯具交換に係る経費(別途専用の交付申請書あり)
② 公衆街路灯の維持管理に係る経費(電気料の補助金)
③ 地域の安全・安心まちづくりの推進を目的とした活動に係る経費

①公衆街路灯設置・交換	②電気料補助金	③地域の安全活動経費
新規(共架式)　@10,000 円	10ｗまで　@1,600 円	上 限　@50,000 円
新規(小柱式)　@20,000 円	10ｗ超え　@2,000 円	
灯具交換(LED)　@12,000 円		

イ．ごみ集積所の維持管理に係る活動

① 資源・不燃物集積所の分別指導を行う当番の体制確保や不適正排出等への対応に係る活動費(年度内で１カ月分の受領書を添付してください)
② 集積所の維持管理に必要な備品(ごみストッカー)の修理および交換
③ その他集積所の維持管理に必要な消耗品の購入(カラス除けネット・コンテナ等)

①資源・不燃物の分別指導に係る経費	②ごみストッカー等(備品)の修理・交換	③その他(カラス除けネット・コンテナ等)(消耗品)購入費
年　額　@18,000 円	１事業につき　@100,000 円	１事業につき　@50,000 円

ウ．情報発信に係る活動

① 会報誌の発行に係る経費
② 回覧物の回付・掲示物の掲示に係る経費
③ 掲示板の新設・更新・修繕費　(町内会等負担金：新設 12,500 円・取替 5,500 円)
④ パソコン・プリンター等の購入費
⑤ 町内会集会所等への Wi-Fi 設置費用やモバイルルーターに係る経費
⑥ 電子化回覧板の普及に向けた講習会の開催経費(会場使用料、講師謝礼等)

①会報誌の発行	上 限　@100,000 円	
②回覧物の回付等	上 限　@50,000 円	
③掲示板補助金	新設(１基)　@24,900 円	板取替(１基)　@11,000 円
④パソコン等購入費	上 限　@70,000 円	
⑤Wi-Fi 設置費用等	上 限　@50,000 円	
⑥電子化回覧板等普及活動	上 限　@50,000 円	

エ．環境美化活動　※上 限　@50,000 円

① 町内会区域内における、道路・公園・街路樹・河川の除草や清掃、花植え等の緑化活動を行うにあたり、調達する備品や消耗品類や活動経費

（例：軍手・ごみ袋・土・花の苗・清掃用具等
材料費・啓発チラシの印刷費・啓発物品・参加促進物品の購入費等）

オ．地域住民の参加と交流を促進する活動

① ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等、様々な住民の交流促進を目的としたイベントの開催経費
② 新規会員確保のための加入促進活動に係る経費(会長および役員の活動日数に実費弁償として１日 2,000 円/人を加算する。上限額は別表のとおり。)
③ 空白地域において、町内会設立に係る経費
④ 連合会設立に係る経費
⑤ 居場所づくりや他団体との連携による地域課題の解決に向けた取組みに係る経費
⑥ 地域交流や会議等開催のための会場使用料および会場付帯設備等の経費

①イベントの開催経費	上 限 @50,000 円	
②加入促進活動	上 限(別表参照) @60,000 円	
③町内会の設立	１町内会 @30,000 円	初年度活動費 @20,000 円
④連合会の設立	１連合会 @30,000 円	
⑤地域課題解決の取組み	上 限 @50,000 円	
⑥地域交流等の経費	上 限 @50,000 円	

② 上限額一覧表(別表) 活動実費弁償１日 2,000 円/人

５世帯未満	５世帯～ １０世帯未満	１０世帯～ １５世帯未満	１５世帯～ ２０世帯未満	２０世帯～ ２５世帯未満	２５世帯以上
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円

○ 補助金の申請について

① 各活動事業の限度額は、年度当初の予算額を優先する。
② 補助金の申請については、関係書類を添えて申請すること。
③ 備品については、備品管理台帳を整備し管理すること。
④ 新たな活動の提案や要望事項については役員会で決定する。
⑤ 補助金の申請については、予算の範囲内で役員会において交付金額を決定する。
⑥ 継続事業においては各地域の平等性を鑑み、申請者と協議の上、申請額の減額および不決定とする場合がある。また、同一事業に複数の申請がある場合は地区割を考慮する。
⑦ 申請書の受付は４月１日から原則 12 月 27 日までとする。(特別の事業については別に定める) 実績報告書の提出期限は２月 28 日までとする。

附則 この規程は、令和４年７月２０日に制定し４月１日から施行する。
この規程は、令和５年６月１１日に一部改定し令和５年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年５月２３日に一部改定し令和６年４月１日から施行する。

Ⅰ 高知市町内会等活動活性化
事業費補助金（町内会等活動事業）の概要

1 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の制度

⑴ 補助の目的

地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や，町内会等に対する地域住民の理解と関心を深め，様々な住民の参加とつながりを促進し，自発的な加入を促進する活動に取り組むにあたり，それに要する費用の一部を補助します。

⑵ 補助対象団体

ア　町内会・自治会・自治公民館等

イ　町内会等に類似する市が認める自治組織（町内会等を設立しようとする準備会等含む）

ウ　公衆街路灯を設置又は維持管理する町内会及び管理団体

エ　ごみ集積所を設置又は維持管理する町内会及び管理団体

⑶ 補助金額

補助対象経費の額又は補助上限金額のいずれか少ない方の額（1,000 円未満の端数は切捨て） とします。

⑷ 補助対象事業

町内会等が４月１日から翌年３月 31 日までの間に完了する事業で，次のいずれかに該当する活動に要した経費とします。

ア　地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動

イ　地域のごみ集積所の維持管理に係る活動

ウ　地域の情報発信に係る活動

エ　地域の環境美化に係る活動

オ　地域住民の参加と交流を促進する活動

⑸ 補助対象外事業

ア　他の助成制度による財政的支援を受けた，又は受ける見込みのある事業
（例：高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金，高知市民憲章推進協議会助成金 等）

イ　宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業

ウ　団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業

エ　特定の企業，団体及び個人の利益を追求するための事業

オ　公序良俗に反する事業

カ　営利性のある事業

キ　その他会長が適当でないと認めるもの

2 その他

⑴ 提出資料の取扱いについて

連合会に提出された申請及び報告資料は，市民の方から情報公開請求があった場合に，個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

⑵ 証拠資料の保管について

補助金を申請して支出した経費に係る会計帳簿や領収書などの証拠資料は，連合会が原本の提示を求める場合があります。年度ごとに整理し，支出した年度の翌年度から起算して５年間は保管してください。

（例）R6 年度の支出⇒R11 年度末まで保管

⑶ 備品の管理について

備品とは，税込１万円以上かつ比較的長期間（通常の使用方法で約１年間以上）にわたる使用，保存に耐えるものを指します。補助金を申請して備品を購入する場合は，各町内会等で備品台帳を整理し，保管の状況を明らかにしておいてください。補助金の交付の目的に従って，他の用途には使用せず，大切に保管してください。

Ⅱ 補助対象経費・対象外経費の具体例

ア　地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動

○　補助対象経費	×　補助対象外経費
①公衆街路灯の設置に係る経費	
・電力柱やNTT柱等へのLED灯具の設置	・LED灯以外の公衆街路灯の設置
・小柱（ポール）等を建柱してLED灯具を設置	・小柱等の修理費
②公衆街路灯の灯具交換に係る経費	
・蛍光灯具等からLED灯具への取替	
・LED灯具からLED灯具への取替	・LED灯具以外の灯具への取替
③公衆街路灯の維持管理に係る経費	
・公衆街路灯に係る電気料	
④安全・安心まちづくりの推進に係る経費	

イ　地域のごみ集積所の維持管理に係る活動

○　補助対象経費	×　補助対象外経費
①資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保に係る経費	
・町内会等区域住民に支払う有償ボランティアの費用	・有償ボランティアとして，弁当や飲み物，商品券等を支給する経費
・シルバー人材センター等への委託料	・マンションや集合住宅等の管理組合が設置，管理するごみ集積所に係る経費
②資源・不燃物ごみ集積所の維持管理に係る経費	
・コンテナボックスの購入	
③可燃物ごみ集積所の維持管理に係る経費	
・ごみストッカーの修理費	・ごみ集積所における土地の固定資産税
・カラス避けネットの購入	

ウ　地域の情報発信に係る活動

○　補助対象経費	×　補助対象外経費
①会報誌の発行に係る経費 ・コピー用紙等の消耗品費 ・印刷費 **②回覧物の回付，掲示物の掲示に係る経費** ・回覧板，画びょう，テープ，マグネット等の消耗品費 **③掲示板の設置等に係る経費** ・住民へのお知らせなどのために整備する掲示板の設置，既存掲示板の板の交換，修理に係る経費 **④パソコンやプリンター等の購入費** ・ラミネートフィルム，インク等の消耗品費 ・パソコン，プリンター，ラミネート機械等の備品購入費 **⑤町内会等が所有する集会所等への Wi-Fi 整備等に係る経費** ・モバイルルーターの購入費 ・モバイルルーターの賃借料 ・通信や設定に係る役務費 ・ホームページの開設や更新のための委託料 ・サーバー使用料 **⑥電子回覧板等の普及に向けた経費** ・講師への謝金，交通費 ・講習会の会場使用料	・謝金や実費弁償費用として，弁当，飲み物，茶菓子等の食糧費，商品券等を支給する経費 ・選挙広報や高知市広報の配布に係る経費 ・土地の所有者から占用許可を得ていない掲示板の設置に係る経費 ・既存掲示板の移設及び撤去費 ・マンションや集合住宅等の管理組合が設置，維持管理する掲示板の修理費

エ　地域の環境美化に係る活動

○　補助対象経費	×　補助対象外経費
①町内会区域内における，道路・公園・街路樹・河川の除草や清掃に係る経費 ・軍手，ごみ袋，土，花の苗，清掃用具等の消耗品費 ・啓発チラシ等の印刷費 ・リヤカー，草刈機等の備品購入費 ・草刈機等の借上料 ・樹木剪定や配送に係る委託料	・参加費や実費弁償費用として，弁当，飲み物，茶菓子等の食糧費，商品券等を支給する経費

オ　地域住民の参加と交流を促進する活動

○　補助対象経費	×　補助対象外経費
①ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等，地域住民の交流促進を目的とした催しの開催経費 ・消毒液，ユニフォーム，事務用品等の消耗品費 ・テント，椅子，スピーカー等の備品購入費 ・仮設トイレ等の賃借料 ・地域活動中に起こった事故を補償するための保険料 **②新規会員確保のための加入促進活動（加入案内の作成等）に係る経費** ・コピー用紙等の消耗品費 ・啓発チラシの印刷費 **③町内会設立に係る経費** ・コピー用紙等の消耗品費 ・啓発チラシの印刷費 **④居場所づくりや他団体との連携による地域課題の解決に向けた取組に係る経費** ・コピー用紙，マーカー等の消耗品費 ・啓発チラシの印刷費 ・ホワイトボード等の備品購入費 **⑤交流や会議等開催のための経費** ・会場及び付帯設備等の経費 ・テントやバス借上料	・参加費や実費弁償費用として，弁当，飲み物，茶菓子等の食糧費，商品券等を支給する経費 ・親睦会費，忘年会費，新年会費等の開催に係る経費 ・敬老会やクリスマス会などの記念品代 ・祭り等のイベントで出品する景品代 ・スポーツ大会等の参加賞 ・個人への給付につながる経費 ・営利目的のための販売物品等 ・自家用車を使用した場合の借上料やガソリン代

その他補助対象外となる経費

⑴　町内会等の運営費及び人件費
⑵　用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費
⑶　寄付金，募金，協賛金
⑷　他団体への会費，交際費，祝金
⑸　積立金，慶弔費，予備費，繰越金等
⑹　町内会等が支払ったことが明確に確認できない経費
⑺　その他事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認めた経費

Ⅲ 領収書の注意事項

支出を裏付ける書類として，町内会等が支払ったことが明確に確認できる領収書（写し可）等の提出が必要です。

1　領収書（レシート）について

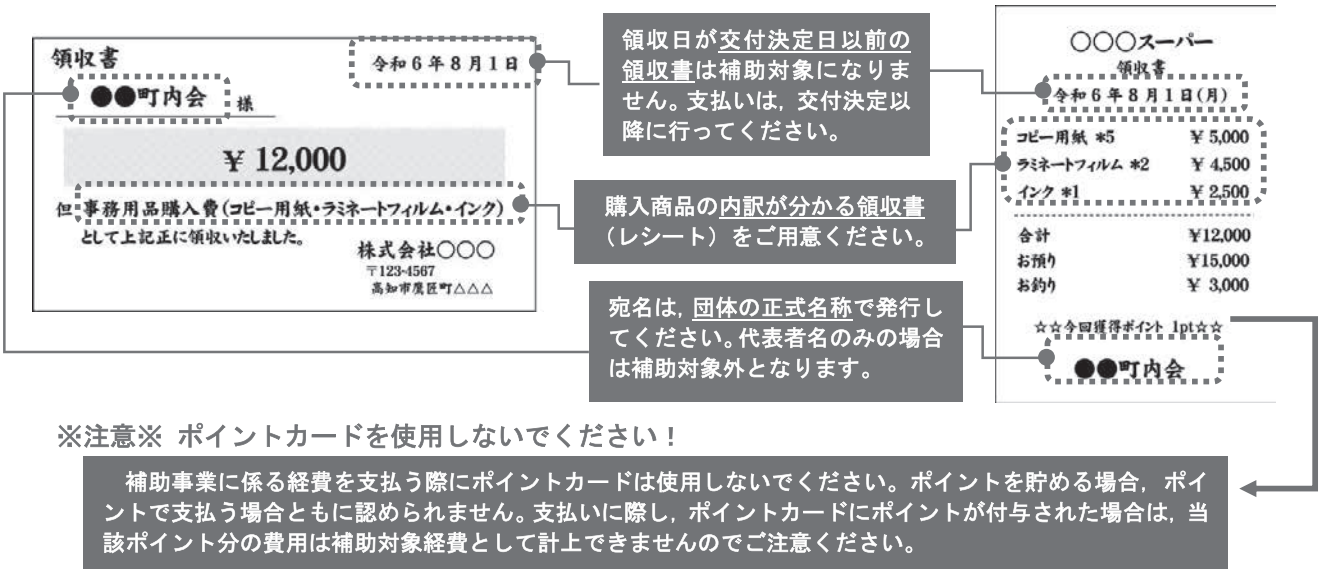
以下のものは補助対象になりませんので，取得や保管について十分ご注意ください。

① 領収書のないもの（請求書や納品書は不可）

② 宛名，金額，内訳（「○○一式」「○○用品」など）がないもの

③ 宛名が補助を受ける団体以外（上様，個人名など）のもの

④ 領収日が空欄，補助対象期間内ではないもの



※注意※ ポイントカードを使用しないでください！

補助事業に係る経費を支払う際にポイントカードは使用しないでください。ポイントを貯める場合，ポイントで支払う場合ともに認められません。支払いに際し，ポイントカードにポイントが付与された場合は，当該ポイント分の費用は補助対象経費として計上できませんのでご注意ください。

2　個人に支払う領収書について　（支払報告書の見本を添付しています。）

講師謝金や，資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保のために支払った経費を確認するため，個人に支払う費用を補助対象経費とする場合は，金銭を受け取ったことを証明する書類として，支払報告書や受取書等に相手の署名（自署）が必要です。

以下のものは補助対象になりませんので，取得や保管について十分ご注意ください。

① 個人の署名（自署）がないもの（代筆不可）

資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制を確保するために支払った経費として，支払報告書は補助対象期間内の任意の１月分としますが，同一実施日に複数人へ経費を支払っている場合は，全ての方の実施日，支払金額及び署名が必要です。

② 宛名，発行者，金額，内訳（「○○一式」「○○事業」など）がないもの

③ 受領日が空欄，補助対象期間内ではないもの

3　所得税の申告について

各町内会から個人に支給される手当や実費弁償費については，支給する項目や金額等によっては所得税の課税対象となる場合があります。必要に応じて，内容及び手続（源泉徴収，納付方法）を高知税務署へご相談ください。

高知市町内会等活動活性化事業費補助金　申請手続きの流れ

01 【補助金交付申請】

提出先：地区町内会連合会・高知市町内会連合会

提出期限：R6.12.27

提出物

①補助金交付申請書（様式第１号）
②町内会等名義の通帳（表紙・裏表紙の写し）
③その他必要な書類

申請内容によって必要書類が異なるため，詳しくは「交付申請内訳書」をご参照ください。

02 【交付決定通知書の受け取り】

発行：高知市町内会連合会

★概算払請求が必要な場合のみ

03 【補助金の概算払請求】

提出物

①補助金概算払請求書（様式第４号）

概算払請求を行った場合は，STEP 07の処理が必要となりますのでご注意ください！

04 【事業実施～完了】

注意！ 交付決定を受けてから事業を行ってください。

05 【実績報告・補助金交付請求】

提出期限：R7.2.28

提出物

①実績報告書兼請求書（様式第５号）
②事業成果報告書
③領収書（写）
④収支報告書（収支一覧表）
⑤実施事業の概要（チラシ・写真等）
⑥支払報告書（受領書）
⑦チラシや封筒等を印刷した場合実物を１部
⑧備品の写真，または仕様書の写し
⑨備品管理台帳の写し

（⑧⑨）備品購入時のみ要提出

06 【補助金交付額の確定・支払い】

★概算払を行った場合のみ

07 【補助金の残額の返還】

補助金の概算払を受け，補助金額の確定により残額が生じた場合は，指定する期日までに補助金の残額を返還してください。補助金額の確定後，補助金返還請求書を送付いたします。

★問合せ・書類提出先　高知市町内会連合会★

〒780－0862
高知市鷹匠町２丁目１－43　たかじょう庁舎２階
TEL　088-824-6562　／　FAX　088-855-6510
e-mail　rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

申請書等は郵送又は持参，メールにてご提出ください！



様式第１号(第７条関係)
【町内会等】

捨　印
㊞

申請番号	―

年　　月　　日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者　地区名

団体名(町内会等)

住所　高知市

代表者名　　㊞

電話番号

高知市町内会等活性化事業費補助金交付申請書

令和　年度 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

【別紙、内訳書と必要な書類を添付してください】

補助金交付申請額

円

※(🏠金額は記入しないでください)

補助金の振込先				
	金融機関名			口座番号
	本・支店名		普通・当座	
	フリガナ			
	口座名義人			

高知市町内会連合会加入状況
加入　・　未加入　・　検討中

※補助金の交付について上記の振込先を届出ます。
※通帳のコピー(表紙と表紙裏)を添付してください。

〔連絡先〕 高知市町内会連合会事務局
高知市鷹匠町2丁目1-43たかじょう庁舎2階
(電話)088-824-6562　　(FAX)088-855-6510
(mail)rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

設置場所位置図（　掲示板　・　ごみストッカー　・　ごみ集積所　）

注　意　事　項

⑴　設置場所については，周辺地域住民の了解を得てください。

⑵　高知市道に掲示板を設置する場合は，事前に高知市道路管理課（本庁舎５階　ＴＥＬ　823-9379）の占有許可を受けてください。

⑶　交付申請する全ての掲示板・ごみストッカー・集積所の位置がわかるよう目印となる場所の地番を詳しく記入してください。（住宅地図の写しでも可）

⑷　掲示板について，基準仕様以外の掲示板を設置する場合，業者の見積書（写）を提出してください。

⑸　設置後の管理は，町内会等の管理となります。

① 掲示板を設置する場合は，設置したい場所に目印になる地番と㋕を記入してください。

② 修理するごみストッカーがある場所に㋐を記入してください。

③ 資源・不燃物における分別指導の体制確保に係る経費を申請する場合は，資源・不燃物ごみ集積所の設置場所に㋒を記入してください。**収集日は　第　　・　　曜日**

【チェック欄】

☐

内容を了承しました

ごみ集積所の管理は、高知市制定の『ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱』第７条において「ごみ集積所の管理は、管理団体等又は登録団体等及び当該ごみ集積所の利用者が共同で自らの責任の下に行うものとする。」となっております。ストッカーやネット等に関わるトラブルや事故等に対しまして責任は負いかねますのでご了承下さい。

団体名(町内会等)

捨　印
㊞

申請番号	ー

年　　月　　日

高知市町内会等活性化事業費補助金交付申請内訳書

番号	補助対象経費	上限額	件数	申請金額	審査結果	添付書類
ア．安全・安心まちづくりの推進に係る活動						
ア－①	公衆街路灯設置・交換等経費		別紙交付申請書あり			
ア－②（電気料）	⑴10Wまで(1灯)	1,600円	灯	円	可・否	委任状
	⑵10W超え(1灯)	2,000円	灯	円	可・否	
ア－③	地域の安全活動経費	50,000円	件	円	可・否	見積書
イ．ごみ集積所の維持管理に係る活動						
イ－①	資源・不燃物の分別指導等に係る経費	18,000円(1か所/年)	か所	円	可・否	設置場所位置図
イ－②	ごみストッカー等の修理・交換(1件)	100,000円	件	円	可・否	見積書 設置場所位置図
イ－③	⑤その他(カラス除けネット・コンテナ等)	50,000円(1件)	件	円	可・否	見積書
ウ．情報発信に係る活動						
ウ－①	会報誌の発行	100,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－②	回覧物の回付等	50,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－③（掲示板）	⑴掲示板の新設(1枚)	24,900円	枚	円	可・否	占有許可証(新設のみ)
	⑵掲示板の板交換(1枚)	11,000円	枚	円	可・否	設置場所位置図
ウ－④	パソコン等購入費	70,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－⑤	Wi-Fi設置費用等	50,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－⑥	電子化回覧板等普及活動	50,000円	件	円	可・否	見積書
エ．環境美化活動						
エ－①	緑化活動等に係る経費	50,000円	件	円	可・否	見積書
オ．地域住民の参加と交流を促進する活動						
オ－①	イベント等開催経費	50,000円	件	円	可・否	事業計画書(裏面) 収支予算書(裏面) 見積書
オ－②	加入促進活動(別表参照)	60,000円	世帯	円	可・否	
	〃(実費弁償)1人1日	2,000円	人　日			
オ－③	町内会の設立(1町内会)	30,000円	町内会	円	可・否	
オ－④	連合会の設立(1連合会)	30,000円	連合会	円	可・否	
オ－⑤	地域課題解決の取組み	50,000円	件	円	可・否	
オ－⑥	地域交流等の経費	50,000円	件	円	可・否	

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

公衆街路灯	補助単価	灯　数	補助金額
10Wまで	1,600		
10W超え	2,000		
街路灯B	2,000		
公衆街路灯合計金額			円

補助金交付決定金額

備考欄

団体名(町内会等)

年　　月　　日

事業計画書・収支予算書

番　号	活動内容	収支予算書			
		収入		支出	
—		項目	金額	項目	金額
補助金対象活動					
事業実施予定日					
		合計		合計	
見積額	**円**	**補助金申請額**	**円**	**補助金決定額**	**円**

事業計画書・収支予算書

番　号	活動内容	収支予算書			
		収入		支出	
—		項目	金額	項目	金額
補助金対象活動					
事業実施予定日					
		合計		合計	
見積額	**円**	**補助金申請額**	**円**	**補助金決定額**	**円**

事業計画書・収支予算書

番　号	活動内容	収支予算書			
		収入		支出	
—		項目	金額	項目	金額
補助金対象活動					
事業実施予定日					
		合計		合計	
見積額	**円**	**補助金申請額**	**円**	**補助金決定額**	**円**

令和　　年　　月　　日

四国電力株式会社　高知支店長　様

委　　任　　状

捨印

（委任者）

町　内　会　名	
代 表 者 住 所	高知市
代 表 者 氏 名	印
電　話　番　号	

ご契約お客様名	

お客さま番号	3	1	1	－					－			－				

上記の「ご契約お客様名」で電気料契約している公衆街路灯は，私が代表を務める町内会等で維持・管理し，電気料金を支払っているもので相違ありません。

この公衆街路灯電気料金について，次の者を代理人として定め，令和６年８月分として支払った公衆街路灯の灯数及び電気料金を照会し，それを証する書面の取得についての権限を委任します。

（受任者）

高知市鷹匠町２丁目１番 43 号

高知市町内会連合会　会長　長　尾　達　雄

様式第１号（第７条関係）　　申請日　　年　　月　　日

【 地 区 連 】

高知市町内会連合会 会長 様

申請者　地区名

団体名(町内会等)

住所　高知市

代表者氏名

電話番号

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書

令和　年度 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第７条の規定により，関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

補助金交付申請額	円
事業完了予定年月日	年　　月　　日
活動内容	
添付書類	①事業計画書 ②収支予算書

高知市町内会連合会事務局　高知市鷹匠町２丁目 1-43 たかじょう庁舎２階
(電話)088-824-6562　(FAX)088-855-6510　(E-mail) rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

様式第２号（第８条関係）　　市町連第　　号
年　　月　　日

（　　地区）
（　　町内会）
様

高 知 市 町 内 会 連 合 会
会 長　　長 尾　達 雄

補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで交付申請のありました高知市町内会等活動活性化事業費補助金については、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付金額　　金　　円

以上

様式第３号（第10条関係）

年　　月　　日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者　地区名

団体名(町内会等)

住所　高知市

代表者氏名

電話番号

補助事業変更等承認申請書

令和　年　月　日付け　市町連第　　号により交付決定通知のあった高知市町内会等活動活性化事業費補助金について，下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので，高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により，変更等の承認を申請します。

記

１　変更等の理由

２　変更等の内容

３　補助金変更等申請額

様式第４号（第12条関係）

年　　月　　日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者　地区名

団体名(町内会等)

住所　高知市

代表者氏名

電話番号

高知市町内会等活動活性化事業費補助金概算払請求書

令和　年　月　日付け　市町連第　　号により交付決定通知のあった高知市町内会等活動活性化事業費補助金の概算交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第 12 条第２項の規定により下記の通り請求します。

概算払いの内容

交付金交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円
事業完了予定年月日	年　　月　　日
概算払を必要とする理由	

様式第５号（第11条関係）　　年　　月　　日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者　地区名
団体名(町内会等)
住所　高知市
代表者氏名
電話番号

実 績 報 告 書 兼 請 求 書

令和　年　月　日付け　市町連第　　号により交付決定通知のあった高知市町内会等活動活性化事業費補助金について，補助事業が完了したので，高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により，下記のとおり報告し補助金を請求します。

記

補助金交付決定金額	
実　　績　　額	
事業完了年月日	年　　月　　日
活　動　目　的	
活　動　内　容	
添　付　書　類	①実績報告書(様式第５号)　②事業成果報告書　③領収書(写) ④収支報告書(収支一覧表)　⑤実施事業の概要(チラシ,写真等) ⑥支払報告書(受領書) ⑦チラシや封筒等を印刷した場合実物を１部 【備品購入時のみ要提出】(備品…単価１万円以上 20 万円以下) ⑧備品の写真、または仕様書の写し ⑨備品管理台帳等の写し
備　　考	

以上

支払報告書

下記のとおり，資源・不燃物ごみ集積所の分別指導費用として支払いました。

記

実施日　　令和　　年　　月　　日

場　所

受領日	受領者（自署）	支払金額
令和　年　月　日		￥
令和　年　月　日		￥
令和　年　月　日		￥
令和　年　月　日		￥
令和　年　月　日		￥
令和　年　月　日		￥

地区	
団体名	

様式第１号(第７条関係)
【町内会等】

【記　載　例】

捨　印
㊞

申請番号　　－

令和６年　●月　●●日

高知市町内会連合会 会長 様

※必ずご記入ください

申請者	地区名	●●地区
	団体名(町内会等)	●●町内会
	住所　高知市	
	代表者名	㊞
	電話番号	

高知市町内会等活性化事業費補助金交付申請書

令和　年度 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

【別紙、内訳書と必要な書類を添付してください】

補助金交付申請額

円

※(🏠金額は記入しないでください)

補助金の振込先				
	金融機関名			口座番号
	本・支店名		普通・当座	
	フリガナ			
	口座名義人	※振込先は必ずご記入下さい		

高知市町内会連合会加入状況
加入 ・ 未加入 ・ 検討中

どれか1つに〇をして下さい

※補助金の交付について上記の振込先を届出ます。

※通帳のコピー(表紙と表紙裏)を添付してください。

〔連絡先〕 高知市町内会連合会事務局
高知市鷹匠町2丁目1-43たかじょう庁舎2階
(電話)088-824-6562　(FAX)088-855-6510
(mail)rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

設置場所位置図（ 掲示板 ・ ごみストッカー ・ ごみ集積所 ）

注　意　事　項

⑴　設置場所については，周辺地域住民の了解を得てください。

⑵　高知市道に掲示板を設置する場合は，事前に高知市道路管理課（本庁舎５階　ＴＥＬ　823-9379）の占有許可を受けてください。

⑶　交付申請する全ての掲示板・ごみストッカー・集積所の位置がわかるよう目印となる場所の地番を詳しく記入してください。（住宅地図の写しでも可）

⑷　掲示板について，基準仕様以外の掲示板を設置する場合，業者の見積書（写）を提出してください。

⑸　設置後の管理は，町内会等の管理となります。

① 掲示板を設置する場合は，設置したい場所に目印になる地番と㋕を記入してください。

② 修理するごみストッカーがある場所に㋐を記入してください。

③ 資源・不燃物における分別指導の体制確保に係る経費を申請する場合は，資源・不燃物ごみ集積所の設置場所に㋒を記入してください。収集日は　第　1　・　水　曜日



【チェック欄】

☑

内容を了承しました

ごみ集積所の管理は、高知市制定の『ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱』第７条において「ごみ集積所の管理は、管理団体等又は登録団体等及び当該ごみ集積所の利用者が共同で自らの責任の下に行うものとする。」となっております。ストッカーやネット等に関わるトラブルや事故等に対しまして責任は負いかねますのでご了承下さい。

団体名(町内会等)

●●町内会

捨　印
㊞

申請番号	―

令和６年　●月　●●日

【記載例】高知市町内会等活性化事業費補助金交付申請内訳書

番号	補助対象経費	上限額	件数	申請金額	審査結果	添付書類
ア．安全・安心まちづくりの推進に係る活動						
ア－①	公衆街路灯設置・交換等経費		別紙交付申請書あり			
ア－②（電気料）	(1)10Wまで(1灯)	1,600円	10灯	16,000円	可・否	委任状
	(2)10W超え(1灯)	2,000円	5灯	10,000円	可・否	
ア－③	地域の安全活動経費	50,000円	件	円	可・否	見積書
イ．ごみ集積所の維持管理に係る活動						
イ－①	資源・不燃物の分別指導等に係る経費	18,000円(1か所/年)	2か所	36,000円	可・否	設置場所位置図
イ－②	ごみストッカー等の修理・交換(1件)	100,000円	件	円	可・否	見積書 設置場所位置図
イ－③	⑤その他(カラス除けネット・コンテナ等)	50,000円(1件)	件	円	可・否	見積書
ウ．情報発信に係る活動						
ウ－①	会報誌の発行	100,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－②	回覧物の回付等	50,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－③（掲示板）	(1)掲示板の新設(1枚)	24,900円	枚	円	可・否	占有許可証(新設のみ)
	(2)掲示板の板交換(1枚)	11,000円	1枚	11,000円	可・否	設置場所位置図
ウ－④	パソコン等購入費	70,000円	1件	70,000円	可・否	見積書
ウ－⑤	Wi-Fi設置費用等	50,000円	件	円	可・否	見積書
ウ－⑥	電子化回覧板等普及活動	50,000円	件	円	可・否	見積書
エ．環境美化活動						
エ－①	緑化活動等に係る経費	50,000円	件	円	可・否	見積書
オ．地域住民の参加と交流を促進する活動						
オ－①	イベント等開催経費	50,000円	件	円	可・否	事業計画書(裏面) 収支予算書(裏面) 見積書
オ－②	加入促進活動(別表参照)	60,000円	世帯	円	可・否	
	〃(実費弁償)1人1日	2,000円	人　日			
オ－③	町内会の設立(1町内会)	30,000円	町内会	円	可・否	
オ－④	連合会の設立(1連合会)	30,000円	連合会	円	可・否	
オ－⑤	地域課題解決の取組み	50,000円	件	円	可・否	
オ－⑥	地域交流等の経費	50,000円	1件	50,000円	可・否	

※添付書類は必ず提出して下さい

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

公衆街路灯	補助単価	灯　数	補助金額
10Wまで	1,600		
10W超え	2,000		
街路灯B	2,000		
公衆街路灯合計金額			円

補助金交付決定金額

備考欄

団体名(~~町内会等~~)
●●町内会

【記　載　例】

令和６年　●月　●●日

事業計画書・収支予算書

番　号	活　動　内　容	収　支　予　算　書			
		収　入		支　出	
		項　目	金　額	項　目	金　額
オ　―　⑥	公民館で使用していた会議用テーブル１台とイスが壊れてしまい、ガタガタして危険なため壊れたテーブル１台とイス２０脚分の購入をしたい。 **【見積額】※見積書(写)添付必要** 会議用テーブル１台24,900円 パイプ椅子 20脚セット27,614円	補助金 町内会負担金	50,000 2,514	会議用テーブル パイプ椅子	24,900 27,614
補助金対象活動					
備　品					
事業実施予定日					
令和６年９月１日購入予定		合　計	52,514	合　計	52,514
見　積　額	52,514円	**補助金申請額**	50,000円	**補助金決定額**	円

事業計画書・収支予算書

番　号	活　動　内　容	収　支　予　算　書			
		収　入		支　出	
		項　目	金　額	項　目	金　額
―					
補助金対象活動					
事業実施予定日					
		合　計		合　計	
見　積　額	円	**補助金申請額**	円	**補助金決定額**	円

事業計画書・収支予算書

番　号	活　動　内　容	収　支　予　算　書			
		収　入		支　出	
		項　目	金　額	項　目	金　額
―					
補助金対象活動					
事業実施予定日					
		合　計		合　計	
見　積　額	円	**補助金申請額**	円	**補助金決定額**	円

公衆街路灯に関する事業費補助金 概要

公衆街路灯の新設及びLED取替

新規設置	
補助対象者	公衆街路灯を設置する町内会等
申請灯数上限	申請灯数上限：なし
補助金額	★電力柱やNTT柱等に照明器具を取り付ける場合　10,000円／灯 ★小柱（ポール）等を建柱して照明器具を取り付ける場合　20,000円／灯
募集期間	交付決定額が予算の上限に達するまで随時受付 ※ 最終受付期限は，令和７年１月31日（金）
提出書類	①高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書 ②高知市道路管理課許可書 ※ 市道に小柱を設置する場合
請求書の提出期限	令和７年２月28日（金）

LED灯具への取替	
補助対象者	既設公衆街路灯の灯具をLED灯具に取り替える町内会等
申請灯数上限	申請灯数上限：なし
補助金額	★蛍光灯具等からLED灯具への取替　12,000円／灯 ★LED灯具からLED灯具への取替　12,000円／灯 **※ 町内会等の負担が12,000円を下回る場合は，負担実費分を上限とする。**
募集期間	交付決定額が予算の上限に達するまで随時受付 ※ 最終受付期限は，令和７年１月31日（金）
提出書類	①高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書 ②電柱番号 ※ 春野地区の灯具取替の場合
請求書の提出期限	令和７年２月28日（金）

共通事項

- 地区の防犯協会や防災組合等が街路灯を管理している場合は，その組織名および代表者名をご記入ください。
- NTT柱につける場合は町内会等において設置許可の申請を行ってください。
- **令和７年２月末まで**に補助金の請求が可能な灯数（施工を完了し，請求書類が揃うもの）を申請してください。
- 全額負担ではありません。**町内会等の自己負担もあります。**
- **通知番号を受け取ってから着工してください。**
  通知番号を受け取る前に工事を始めていることが分かった場合，交付の取消しを行うことがあります。

★問合せ・書類提出先　高知市町内会連合会★
〒780－0862
高知市鷹匠町２丁目１－43　たかじょう庁舎２階
TEL　088-824-6562　／　FAX　088-855-6510
e-mail　rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

申請書等は郵送又は持参，メールにてご提出ください！



申請手続きの流れ

01 【補助金交付申請】

提出先：高知市町内会連合会

提出期限：R７.１.31

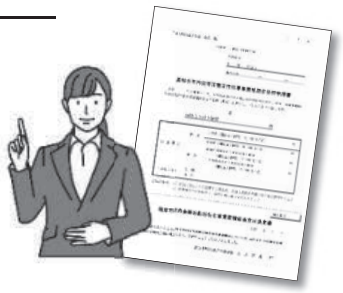
提出物

新規設置の場合

①補助金交付申請書
②高知市道路管理課許可書
※ 市道に小柱を設置する場合

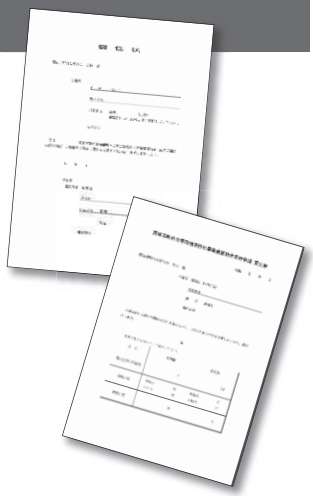
LED取替の場合

①補助金交付申請書
②電柱番号
※ 春野地区の灯具取替の場合



02 【通知番号・委任状の受け取り】

発行：高知市町内会連合会



●委任状について（補助金の請求受領に関する書類）

町内会等で必要項目に記入・押印後，工事を依頼する電気工事業者（施工者）にお渡しください。
⇒ 原則，補助金は，委任を受けた施工者に支払います。
⇒ 委任状の提出がない場合は，補助金を町内会に支払います。

※申請灯数を減らしたい場合»変更届を提出してください
※申請灯数を増やしたい場合»新たに申請を行ってください

ここからは施工業者

03 【工事着手～完了】

注意！ 通知番号を受け取ってから着工してください。

04 【補助金交付請求】

提出者：委任された業者

提出期限：R７.２.28

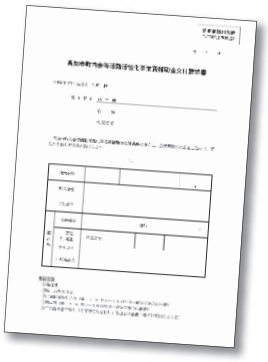
提出物

新規設置の場合

①補助金交付請求書
②委任状
③施工前後の写真
④定額制電灯申込書
⑤工事請求書の写し
※ 寄贈灯具を利用する場合（宛名は町内会とする）

LED取替の場合

①補助金交付請求書
②委任状
③施工前後の写真
④定額制電灯申込書
※ 蛍光灯具等からLED灯具へ取替の場合
⑤納品書
※ LED灯具からLED灯具取替の場合
⑥工事請求書の写し
※ 寄贈灯具を利用する場合（宛名を町内会とする）



●請求書類について（補助金の請求受領に関する書類）

提出が必要な書類には，工事後の作成に日数を要するものがありますので，補助金の承認後，**工事依頼はお早めに**お願いします。

新規設置で公道に小柱を建柱した場合は，請求書提出時に道路管理者の**道路占用許可書の写しを添付**してください。

様式第１号（第７条関係）　　年　　月　　日

高知市町内会連合会　会長　様

申請者　地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名（町内会等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　　高知市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　―　　―＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書

令和＿＿＿＿年度事業として，公衆街路灯に係る補助金の交付を受けたいので，高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件（裏面）を遵守し，下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

設置区分	新規	共架式（補助金上限額　10,000円／灯）	灯
		小柱式（補助金上限額　20,000円／灯）	灯
	取替	蛍光灯具等からＬＥＤ灯具へ取替（補助金上限額　12,000円／灯）	灯
		ＬＥＤ灯具からＬＥＤ灯具へ取替（補助金上限額　12,000円／灯）	灯
予定施工業者	住　所 名　称		

※注意事項　(1) 高知市道に小柱を設置する場合は，高知市道路管理課の許可書を添付すること
(2) 春野地区の灯具取替は，裏面に電柱番号を記入すること

様式第２号（第８条関係）

通知番号

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付決定書

令和　　年　　月　　日

申請のありました高知市町内会等活動活性化事業費補助金については，高知市町内会連合会補助金要綱第８条の規定により，交付することに決定いたしました。

高知市町内会連合会会長　長　尾　達　雄　　印

補助金の交付条件

⑴　設置場所周辺住民の了解を得ていること（場所及び光の影響等）。

⑵　設置目的が道路・公園等公共的箇所の交通安全・非行防止等であること。

⑶　取替の場合は，蛍光灯等からＬＥＤ灯具への取替えであり，ポール・小柱の取替えではないこと。

⑷　灯具は新品であること（ただし，ポール・小柱については，中古品も認める。）。

⑸　四国電力株式会社等との契約名が，町内会等の団体名であること。

⑹　高知市道に小柱等を設置する場合は，事前に高知市道路管理課（本庁舎５階　ＴＥＬ　823-9379）の占有許可を受けていること。

⑺　工事の手続きは，交付決定後に開始してください。交付決定前に工事の手続きを開始した場合は，補助金の対象外となります。

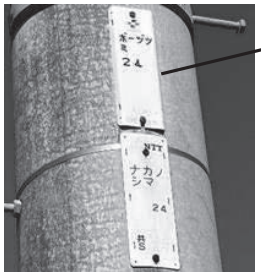
春野地区の公衆街路灯について

⑴　補助の対象となるのは，自治会や部落が管理している公衆街路灯に限ります。

⑵　高知市が管理する公衆街路灯は補助金の対象外のため，誤って工事した場合は，自治会や部落の全額負担となりますので，申請前に十分ご確認ください。

⑶　高知市が管理する公衆街路灯であるかどうかは，高知市春野地域振興課（春野庁舎２階　　ＴＥＬ　894-4387）で確認ができます。

灯具取替電柱番号	①	②	③
	④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨



・電柱番号は，四国電力のマークがある札に書いてある電柱番号を記入してください。
・NTTマークの札しかない場合は，その札に書いてある電柱番号と，NTT 柱であることが分かるように記入してください。

提　出　先

〒780-0862
高知市鷹匠町２丁目１番 43 号　高知市たかじょう庁舎２階
高知市町内会連合会
ＴＥＬ：088-824-6562　　ＦＡＸ：088-855-6510
E-mail：rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp
開所日時：月曜日から金曜日　午前 10 時から午後 4 時まで

様式第３号（第 10 条関係）

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請 変更届

令和　　年　　月　　日

高知市町内会連合会　会長　様

申請者　団体名（町内会等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所　　高知市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

通知番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公衆街路灯に係る補助金の交付申請について，下記のとおり内容を変更したいので，届け出します。

記

変更が生じる項目に，ご記入ください。

項　目	変更前	変更後
補助金交付申請額	円	円
新規灯数	共架式　　灯 小柱式　　灯	共架式　　灯 小柱式　　灯
取替灯数	灯	灯

委　任　状

高知市町内会連合会　会長　様

委任者

住　所　　高知市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　（役職）　　（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※署名しない場合は，記名押印してください 。

通知番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は，＿＿＿＿＿＿年度事業の高知市町内会等活動活性化事業費補助金（公衆街路灯に係る補助）の請求及び受領に関する権限を下記の施工業者に委任します。

年　　月　　日

受任者

施工業者　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　（役職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請求書提出期限
令和7年2月28日(金)

年　　月　　日

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付請求書

高知市町内会連合会　会長　様

施工業者　所在地

名　　称

代表者名

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件を遵守し，公衆街路灯を施工したので，下記のとおり補助金を請求します。

記

請求金額										円
町内会名										
通知番号										
振込先	金融機関	銀行　　店								
	1.普通 2.当座	口座番号								
	フリガナ									
	口座名義人									

添付書類

①委任状
②施工前後の写真
③定額制電灯申込書（※ＬＥＤ灯具からＬＥＤ灯具へ取替の場合は**不要**）
④納品書（※ＬＥＤ灯具からＬＥＤ灯具へ取替の場合は**必要**）
⑤工事請求書の写し（※寄贈灯具を利用する場合は**必要**・宛名は町内会とする）

この用紙は，１灯につき１枚ずつ必要です。

通知番号　　／　　枚目）

【街路灯　施工前の状況】

写真貼付

【街路灯　施工後の状況】

写真貼付

※　前後の写真は，可能な限り同じ方向から撮影したものの貼付をお願いします。

【灯具取付電柱番号】

写真貼付

※　小柱や軒先等に取り付けた場合は，必要ありません。